

# 社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会 役員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 支 給 規 程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会の会長、副会長、理事、監事、評議員、各委員会の委員及び心配ごと相談員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

## (報 酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

## (支給方法)

第3条 月額として支給する報酬（以下「月額報酬」という。）は、役員等に就任した当月分から退任した当月分までを支給する。この場合において、役員等就任の日の属する月にあつては就任の日から日割りをもって計算した額、役員等退任の日の属する月にあつては退任の日まで日割りをもって計算した額の報酬を支給する。

2 前項後段の規定により日割りを要するときは、その当月の暦日数を基礎として計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 日額として支給する報酬（以下「日額報酬」という。）は、勤務日数に応じて支給する。

4 前項に規定する日額報酬を支給する業務は次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 理事会
- (2) 監事監査
- (3) 評議員会
- (4) 会長、副会長会議（正副会長会議）

## (支給日)

第4条 日額報酬は、職務に従事した日から30日以内に支給する

2 月額報酬は、職務に従事した翌月の末日までに支給する。ただし、月額報酬を受け取る役員等が月の途中で離職したときは、会長が別に定める日に支給することができる。

## (費用弁償)

第5条 役員等が、職務に従事し、又は会務のために旅行する場合は、その職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。ただし、役員等が会議及び研修会に出席した時に支給する費用弁償の額は、1日当たり1,800円及び別表第2の車賃とする。

3 第3条第3項及び第4項の規定により日額報酬の適用を受ける者に対しては、費用の弁償は行わない。

- 4 第2項後段但し書きの規定は行政代表者には適用しない。
- 5 第2項に定めるもののほか役員等に対する費用弁償の支給については、会務のために旅行する職員等に対する旅費の支給の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(会長の報酬額に関する特例)

- 2 令和3年4月1日から令和5年度定時評議員会の終結時までの間は、会長の報酬月額を20パーセント減額するものとする。

別表第1 (第2条関係)

役員等の報酬の額

区 分	報 酬 額		
会長	月額	50,000円	
副会長	日額	6,000円	
理事	日額	3,700円	行政代表は無報酬
監事	日額	3,700円	

別表第2 (第5条関係)

車賃、日当及び宿泊料

区 分		車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
町 内		37円	—	—
道内	空知管内及び半径50km 以内の区域	37円	—	—
	上記以外の区域	37円	1,000円	10,400円
道 外		37円	1,300円	13,500円

備考

自宅からの距離が2km未満の場合は、車賃を支給しない。

半径50km以内の空知以外の市町村

- ・ 上川管内 (鷹栖町、旭川市、東神楽町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市)
- ・ 留萌管内 (留萌市、増毛町)
- ・ 石狩管内 (石狩市浜益区、石狩市厚田区、当別町、新篠津村)